

令和2年12月1日制定

「広報ながくて」 記事掲載基準

「広報ながくて」記事掲載基準について、下記のとおり定める。

(広報ながくての構成)

- 1 広報紙は大きく分けて、「特集記事」(「市民特集記事」及び「施策特集記事」)、「市民が携わっている事業の記事」、「市からのお知らせ記事」及び「写真で見えるながくて」で構成する。「写真で見えるながくて」は写真を中心とした構成の記事であり、情報課担当課にて作成する。

(「特集記事」の掲載基準)

- 2 「特集記事」は「市民特集記事」及び「施策特集記事」で構成し、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる情報を掲載する。ただし、1号あたりの掲載は最大各1種類までとし、それぞれ最大2ページ(A3見開き)までとする。なお、記事募集は毎年1月に情報担当課が照会することとし、担当課と協議のうえ、随時開催する広報戦略会議で選定する。

- (1) 「市民特集記事」で掲載する情報 主体的にまちづくりに参加している市民及び市内で活動している団体への取材記事

- (2) 「施策特集記事」で掲載する情報 施策PR・市民生活に影響がある・市民同士の繋がりを生む情報

(「市民が携わっている事業の記事」の掲載基準)

- 3 「市民が携わっている事業の記事」は、「みなさんの力を貸してください」、「市と市民の力で開催しています」及び「市民の力で開催しています」で構成し、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる情報を掲載する。

- (1) 「みなさんの力を貸してください」で掲載する情報 市民の力を募集する情報で、実行委員の募集又は当日の受付、会場設営等のお手伝い等を依頼するために市民を募集する情報

- (2) 「市と市民の力で開催しています」で掲載する情報 市民と市が協働して行っている事業の情報。ただし、市民のみで行っている事業ではあるが、

委託事業等の理由により、問合せ先が市となっている場合は、本情報として取り扱うこととする。

- (3) 「市民の力で開催しています」で掲載する情報 市民のみで行っている事業の情報
(「市からのお知らせ記事」の掲載基準)

4 「市からのお知らせ記事」は、「重要なお知らせ」、「シニアの広場」及び「お知らせコーナー」で構成し、前2項に該当しない情報で次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる情報を掲載する。

- (1) 「重要なお知らせ」で掲載する情報 相当の掲載量（A4の2分の1以上）を必要とする情報とし、最大1ページ（A4）までの掲載量を必要とするものとする。原則、記事募集は毎年1月に行うこととし、必要な都度調整を行う。
- (2) 「シニアの広場」で掲載する情報 高齢者を対象とする情報。ただし、A4の2分の1以上の掲載量を必要とする情報の掲載については、原則、記事募集は毎年1月に行うこととし、必要な都度調整を行う。
- (3) 「お知らせコーナー」で掲載する情報 多くの市民が対象となる情報とし、A4の4分の1以下の掲載量を必要とするものとする。

(広報紙に掲載しない情報)

5 下記に該当する情報は、別に情報伝達する手段がある等のため、原則として広報紙に掲載しない。ただし、広く市民を対象とし、全市を挙げて行うものは掲載する。

- (1) 同一年度内で既に広報紙に掲載済みの情報。ただし、施策特集記事として掲載したもの、市で策定する各種計画について、その過程を知らせる情報を除く。
- (2) 対象者に個別に通知が行われている情報
例) 「〇〇を送付しました」等の情報
全ての対象者に個別に通知が行われている催し等の情報
- (3) 広報紙への折り込み、同時配布物等、他の全戸配布物で周知される情報
例) 折り込み物、社会福祉協議会の広報紙で伝える情報
- (4) イベント等で、申し込み時に伝えることで足りる情報

例) 取消・変更などの注意事項

(5) 主催、後援等表記が必須でない付属の情報

(6) 広報紙内で他の記事と重複する情報

例) 休館日、開庁時間など

(7) 子ども及び親子向けの情報。ただし、生活に直結するような重要度の高い情報は除く。

(8) 平成こども塾に関する情報

(9) 文化の家に関する情報

(10) スポーツイベントに関する情報

(広報紙に内容を省略して載せる情報)

6 下記に該当する情報は、原則として、情報を削減したうえで掲載する。詳細については、ホームページに誘導することで情報提供することとする。

(1) 市以外の公的団体の情報

(2) 毎月のように定例的に行われるイベントの情報

例) ながくて学びアイ講座

福祉の家工房2利用講習会

(3) 一般的な啓発や紹介等の情報で、市民の具体的行動の喚起につながりにくい情報

例) 「〇〇の日」「〇〇週間」「〇〇運動」等

(4) 事業者に向けた情報

例) 計量器の定期検査、入札の募集等

(5) 説明に多くの紙面を要する定例的な制度等の情報

例) 職員募集

高額医療・高額介護合算療養費制度

7 前2項以外の情報についても、デザインと情報量のバランスを図るため、紙面スペースの範囲内で、できる限り情報を削減する。

(情報の表記)

8 広報紙への情報の表記は、伝達意図が変わらない範囲で極力簡略化し、定例的な字句については表記を統一する。